

団体貸出のご案内

団体貸出制度は、中央図書館が所蔵する資料を子ども読書活動の推進に関わる団体などに貸出し、子どもたちの読書習慣、調べ学習の向上に寄与しようとする制度です。

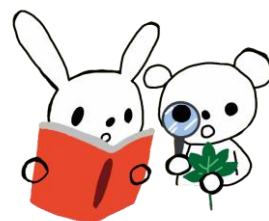
- 貸出点数 貸出対象の本・紙芝居あわせて **15 点**（紙芝居は 5 点まで）
- 貸出対象資料 児童書・絵本・大型絵本・紙芝居・大型紙芝居・外国語絵本・洋書（エプロンシアターやパネルシアター、交流館の本は貸出不可）
- 貸出期間 **1 か月**（継続貸出不可）
- 貸出方法 ①中央図書館の対象資料の中から借りたい資料を選ぶ
②中央図書館 4 階総合案内、団体貸出専用カウンターで手続き
（自動貸出機による貸出は、不可）

※資料を入れる箱（袋）、台車等を、各自でご用意ください。

- 返却方法 交流館窓口または、中央図書館 4 階団体貸出専用カウンターで返却
（一般の返却ボックスは利用不可、なお貸出期限の過ぎた資料返却場所は、中央図書館 4 階団体貸出専用カウンターのみ）

団体貸出利用上の注意事項

- ① 同じタイトルの資料を複数借りることはできません。
- ② リクエストや予約はできません。
- ③ 各家庭への貸出はできません。
- ④ 団体利用カードでの個人的な資料の貸出はご遠慮ください。



資料や貸出カード等を紛失、破損、汚損したとき

- ① 資料を破損・汚損した場合は、補修せずに、中央図書館 4 階総合案内でその旨を伝えてください（交流館窓口は不可）。
- ② 資料を紛失した場合は、まず、中央図書館の団体貸出担当者に電話で連絡をしてください。その後、紛失届を提出し、紛失した資料と同じ資料を弁償（絶版等で購入不可の場合は同等資料）していただきます。
- ③ 団体利用カードを紛失した場合は、再発行をします。中央図書館の団体貸出担当者に、電話で連絡をしてください。

【問合せ先】 豊田市中央図書館 電話 3 2 - 0 7 1 7

FAX 3 2 - 4 3 4 3

担当：中村・古田